

3 - 3 所得種類別課稅狀況

(1) 利子所得等の課税状況

区分	課 税 分		非 課 税 分		合 計	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	障 害 者 等 非 課 税 ・ 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額	その他の非課税分支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
公 債	千円 2,218,873	千円 332,831	千円 44,105,967	千円 275	千円 46,325,115	千円 332,831
社 債	499,533	74,930	88,628	9,671,528	10,259,689	74,930
預 貯 金	郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金 勤 務 先 預 金	28,706,060 23,230,300 16,296,453 3,344,840	4,305,909 3,484,545 2,444,468 501,726	3,997,384 302,122 623,004 9,255	105,790 2,992,090 15,044,367 -	32,809,234 26,524,512 31,963,824 3,354,095
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		341,000	51,150	33,120	37,492	411,612
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配		127,486	19,123	-	-	127,486
小 計		74,764,545	11,214,682	49,159,480	27,851,542	151,775,567
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		561,660	84,249	-	6,350	568,010
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 収 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		38,214	6,233	-	-	38,214
割 引 債 の 償 還 差 益		16,377	2,948	-	-	16,377
計		75,380,796	11,308,112	49,159,480	27,857,892	152,398,168
						11,308,112

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区分	一般課税分		非課税分	特例税率適用分		合計	
	支払金額	源泉徴収税額		支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	千円 88,671,445	千円 16,996,180	千円 5,249,156	千円 15,770,704	千円 1,147,511	千円 109,691,305	千円 18,143,691
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	-	-	-	601,152	42,326	601,152	42,326
計	88,671,445	16,996,180	5,249,156	16,371,856	1,189,837	110,292,457	18,186,017

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源泉徴収税額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	38,475,391	2,677,412

調査対象等： 平成19年2月から平成20年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された
「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて
作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区分	官 公 庁		そ の 他		合 計	
	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 紿 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,591,906,451	千円 57,566,138	千円 6,202,317,056	千円 196,658,831	千円 7,794,223,507
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,201,842	118,752	107,707,397	1,625,231	110,909,239
	計	1,595,108,293	57,684,890	6,310,024,453	198,284,062	7,905,132,746
退 職 所 得	170,626,748	2,735,446	115,167,903	3,814,744	285,794,651	6,550,189
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	-	-	-

調査対象等： 給与等の支払者から平成20年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定調書とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば 利子等の支払調書、 配当及び剰余金の分配の支払調書、 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、 給与所得の源泉徴収票、 非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 徴収猶予とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区分		支払金額	源泉徴収税額
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	千円 8,504,654	千円 882,778
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	48,036,111	4,984,127
	診療報酬	63,178,837	5,503,118
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	30,280,735	2,527,912
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金	1,647,838	171,649
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	18,227,086	1,272,713
	契約金・賞金	1,853,509	58,049
	小計	171,728,770	15,400,346
	法第203条の2該当(公的年金等)	23,277,945	549,201
法第207条該当(生命保険契約等に基づく年金)	20,117,243	108,587	
法第174条該当(馬主に支払われる競馬の賞金等)	214,324	3,854	
計	215,338,282	16,061,990	
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成20年4月30日までに提出された「法定調書合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は免税分	総額	
公社債・預貯金の利子等	千円 30,161	千円 -	千円 30,161	千円 3,754
利益又は利息の配当、剩余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	3,660,063	-	3,660,063	254,594
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-
給与・賞与等	726,380	934,266	1,660,646	142,997
退職所得	20,205	-	20,205	4,041
役務の報酬	1,021,217	6,868	1,028,085	204,299
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	228,945	894,741	1,123,686	23,207
著作権の使用料又はその譲渡による対価	33,049	-	33,049	3,706
貸付金の利子	12,700	-	12,700	2,527
不動産、採石権の貸付、租礦権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	68,839	-	68,839	13,730
機械等の使用料	-	-	-	-
土地等の譲渡による対価	1,716,403	-	1,716,403	169,131
人件役務提供事業の対価	87,826	-	87,826	17,232
生命保険契約等に基づく年金	-	-	-	-
賞金	27,319	-	27,319	2,061
合計	7,633,107	1,835,875	9,468,982	841,280

調査対象等： 平成20年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。